

死亡届に伴う手続きをご案内します

死亡届とそれに伴う手続きについてご案内します。あらかじめ、必要な手続きについて、必要な物をご確認のうえ、来庁ください。

ご不明な点などございましたら、事前に各担当課までお問合せください。



住民課

(役場庁舎 1階 **3** 番窓口) ☎ 075-631-6114 0774-45-0014

手続き	手続きをする人	必要な物	期限
死亡届 および埋火葬許可証	<ul style="list-style-type: none">・親族・同居者・家主、地主、家屋管 理人、土地管理人・後見人、保佐人、補 助人 届書を持参されるのは どなたでも結構です。 葬祭業者による代行も 可です。	<ul style="list-style-type: none">・病院などで交付され る死亡届書（右側の 死亡診断書または死 体検案書に記入ある もの）・認印	死亡の事実を 知った日から 7日以内

※休日や夜間など町役場の閉庁時でも、役場宿直に提出することができます。

久御山町

1 役場内での手続き

住民課

(役場庁舎 1階 **3** 番窓口)

☎ 075-631-6114 0774-45-0014

あなたに必要な手続きにあらかじめチェックしましょう。

手続きが済んだら、○印を記入してください。

必要	済	手続き	手続きが必要な人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		火葬料補助金の申請	火葬を行った人（火葬許可を受けた人）	<ul style="list-style-type: none">火葬を行った認証のある火葬許可証の写し火葬を行った人名義の金融機関口座が確認できる書類認印	6か月以内
<input type="checkbox"/>		報道機関への情報提供・広報紙への掲載の意向確認書の提出	残られたご家族 ※新聞社の都合により掲載されない場合があります。 ※同意しない場合も提出ください。	・「【意向確認】報道機関への情報提供・広報紙への掲載」	1か月以内
<input type="checkbox"/>		世帯主の変更届	世帯主が亡くなられ、残られた世帯員が複数いるとき	・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）	14日以内
<input type="checkbox"/>		カードの返納 (印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード)	カードをお待ちの人が亡くなられたとき	・お持ちのカード	速やかに

1 役場内での手続き

福祉課

(役場庁舎 1階 1 番窓口)

☎ 075-631-9902 0774-45-3902

必要	済	手続き	手続きが必要な人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		介護保険	介護保険の被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 介護保険負担割合証 (お持ちの人) 認印 	14日以内
<input type="checkbox"/>		手帳の返納 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> お持ちの手帳 認印 	速やかに
<input type="checkbox"/>		自立支援医療受給者証の返納	自立支援医療受給者証をお持ちの人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> お持ちの手帳 認印 	速やかに
<input type="checkbox"/>		各手当の廃止 (特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当)	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 認印 手当を支給する金融機関口座が確認できる書類 	速やかに

1 役場内での手続き

国保健康課

(役場庁舎 1階 4 番窓口)

☎ 075-631-9913 0774-45-3906

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		国民健康保険	国民健康保険の被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> • 被保険者証 • 高齢受給者証 (70歳以上の人) • 認印 • 喪主と亡くなられた人の名前、葬祭日が確認できる書類 (葬祭代金領収書や会葬礼状など) • 喪主の金融機関口座が確認できる書類 • 喪主の認印 	14日以内
			世帯主が亡くなり、残された世帯員が国民健康保険に加入しているとき	<ul style="list-style-type: none"> • 被保険者証 (国民健康保険加入者全て) • 高齢者受給者証 (70歳以上の人) • 認印 <p>口座振替による保険税のお支払を希望されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> • キャッシュカード ^⑨ 	14日以内
□		国民年金	国民年金受給権者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> • 年金証書 • 請求者の個人番号 • 請求者の通帳 • 戸籍謄本等 • 認印 	14日以内
			<p>死亡された方が受給中の場合は未支給年金等の請求をしてください。 死亡された方の状況により手続き先は年金事務所になります。</p>		

⑨：役場で登録できる口座振替には、一部取扱不可の金融機関があります。

1 役場内での手続き

国保健康課

(役場庁舎 1階 4 番窓口)

☎ 075-631-9913 0774-45-3906

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		後期高齢者医療	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 喪主と亡くなられた人の名前、葬祭日が確認できる書類（葬祭代金領収書や会葬礼状など） 認印 	14日以内
□		福祉医療 (老人医療、障害者医療、ひとり親医療) 子育て支援医療	受給者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費受給者証 認印 	14日以内
			残られた世帯員がひとり親世帯となったとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 認印 	速やかに

税務課

(役場庁舎 1階 5 番窓口)

☎ 075-631-9926 0774-45-3908

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		固定資産税の納税通知送付先等の変更	固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の認印 	速やかに
□		町税の口座振替	町税の口座振替を利用している名義人が亡くなったとき	口座振替による町税のお支払を希望されるとき <ul style="list-style-type: none"> キャッシュカード^⑨ 	速やかに
□		125cc以下のバイクや小型特殊自動車の登録名義	バイクなどの名義人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 認印 バイクなどを廃車するとき <ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 	速やかに

⑨：役場で登録できる口座振替には、一部取扱不可の金融機関があります。

1 役場内での手続き

子育て支援課 (役場庁舎 1階 2 番窓口) ☎ 075-631-9904 0774-45-3905

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		こども園等	入園児童またはご家族が亡くなったとき	・認印	速やかに
<input type="checkbox"/>		特別児童扶養手当	受給者、配偶者または扶養義務者が亡くなったとき 児童が亡くなったとき	・特別児童扶養手当証書 ・認印	速やかに
<input type="checkbox"/>		児童扶養手当	受給者、配偶者または扶養義務者が亡くなったとき 児童が亡くなったとき	・児童扶養手当証書 ・認印	速やかに
<input type="checkbox"/>		母子家庭奨学金	受給者が亡くなったとき 児童が亡くなったとき	・認印	速やかに
<input type="checkbox"/>		児童手当	受給者が亡くなったとき 児童が亡くなったとき		速やかに
<input type="checkbox"/>		交通遺児奨学金	受給者、児童が亡くなったとき 18歳以下の児童を養育している父または母が交通事故により亡くなったとき	・認印	速やかに

1 役場内での手続き

産業・環境政策課（役場庁舎2階 **23** 番窓口） ☎ 075-631-9964 0774-45-3914
（農業委員会事務局）

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		犬の所有者名義	犬を所有する名義人が亡くなったとき	・犬の鑑札	30日以内
<input type="checkbox"/>		し尿収集の名義	し尿収集の名義人が亡くなったとき	・認印	速やかに
<input type="checkbox"/>		浄化槽管理者の変更 浄化槽使用の休止	浄化槽管理者が亡くなったとき		30日以内
<input type="checkbox"/>		農地所有者の名義	久御山町内の農地を所有する名義人が亡くなり、農地を相続されたとき	・認印 ・土地の全部事項証明書の写し（相続登記済のもの）	相続登記でき次第速やかに

上下水道課（役場庁舎2階 **24** 番窓口） ☎ 075-631-9987 0774-45-3919

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		上下水道使用者名義	上下水道使用の名義人または上下水道料金の口座振替の名義人が亡くなったとき	口座振替による上下水道料金のお支払を希望するとき ・キャッシュカード ⑧	速やかに

⑧：役場で登録できる口座振替には、一部取扱不可の金融機関があります。

2 役場以外での手続き

役場以外で必要になる主な手続きをご案内します。
 あらかじめお問い合わせの上、速やかに手続きください。

- 電 気 料 金 _____
- ガ ス 料 金 _____
- 電話・携帯電話料金 _____
- N H K 受 信 料 _____
- 賃 貸 住 宅 の 家 賃 _____
- 金融機関口座の預貯金 _____
- 生命保険の受取金 _____

京都やましろ農協 久御山町支店 ☎ 075-631-3354

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		農業者年金の受給権者に対する未支給年金、死亡一時金	農業者年金の受給権者や被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金証書もしくは農業者年金被保険者証 ・ 死亡日が分かる戸籍の謄本 ・ 未支給年金、死亡一時金の振込を希望する金融機関の通帳の写し（届出者名義に限る） 	速やかに

出入国在留管理庁 京都出張所 ☎ 075-752-5997

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
<input type="checkbox"/>		在留カード、特別永住者証明書の返納	外国人住民の人が亡くなったとき	※詳しくは電話でお問合せください。	速やかに

2 役場以外での手続き

京都運輸支局 ☎ 050-5540-2061（ヘルプデスク）

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		普通自動車、125ccを超えるバイクの登録名義	普通自動車、125ccを超えるバイクの名義人が亡くなったとき	※詳しくは電話でお問合せください。	速やかに

軽自動車検査協会 京都事務所 ☎ 050-3816-1844

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		軽自動車（四輪車）の登録名義	軽自動車（四輪車）の名義人が亡くなったとき	※詳しくは電話でお問合せください。	速やかに

宇治税務署 ☎ 0774-44-4141

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		国税関係 （相続税手続 所得税・消費税 申告手続等）	相続が発生したとき、納税者が亡くなったとき	※詳しくは電話でお問合せください。 自動音声案内「1」を選択	

京都地方法務局 宇治支局 ☎ 0774-24-4121、0774-24-4122（代表）

必要	済	手続き	手続きをする人	必要な物	期限
□		不動産登記関係 （所有権の移転登記等）	土地・建物の所有者が亡くなったとき	※詳しくは電話でお問合せください。 自動音声案内「3」を選択	

3 死亡届に伴う手続きに必要なとなる戸籍など

死亡届に伴う手続きに、戸籍や住民票、印鑑登録証明書が必要になることがあります。

どなたの分の、どのような書類が、いくつ部数が必要なのか、それぞれの提出先の手続き窓口にお問合せのうえ、請求してください。

なお、請求方法や必要な物は、他の自治体では異なる場合があります。事前に請求先の役所にご確認ください。

戸籍（戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票など）

請求先	請求できる人	必要な物
本籍地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 本人 同じ戸籍に記載されている人 直系血族（子、孫、親、祖父母等）※関係が分かる戸籍が必要になります。 代理人選任届出書により委任された人 相続人（相続人であることが確認できる戸籍や遺言書等をお持ちの人） 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁される人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※死亡届の内容が戸籍に反映されるには日数がかかります。

住民票（住民票、住民票の除票など）

請求先	請求できる人	必要な物
住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 本人 同一世帯の人 代理人選任届出書により委任された人 相続人（相続人であることが確認できる戸籍や遺言書等をお持ちの人） 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁される人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

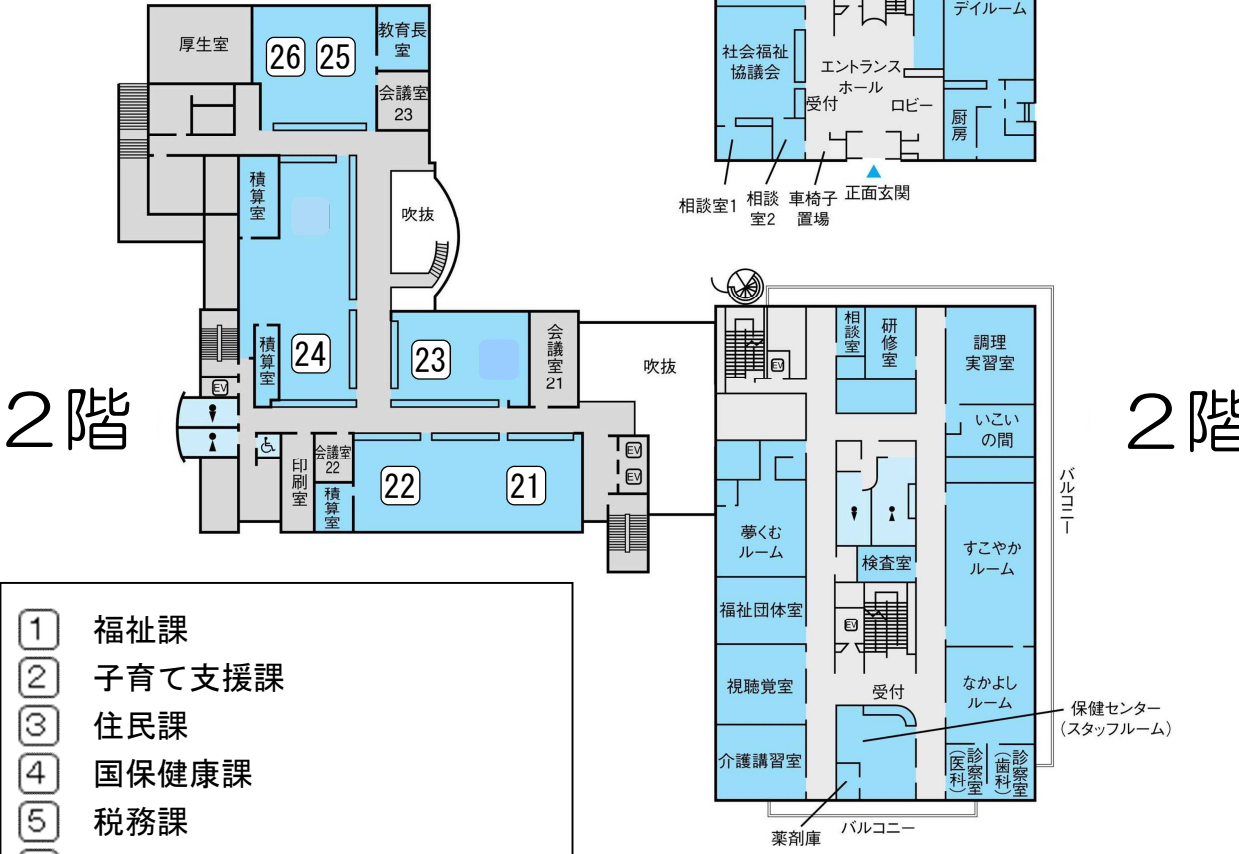
※住所地以外の役所に死亡届を届出された場合、死亡届の内容が住民票に反映されるには日数がかかります。

印鑑登録証明書

請求先	請求できる人	必要な物
住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 本人 同一世帯の人 委任された人 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証カード（証明書が必要な人の分）
		委任された人が請求するとき <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※亡くなられた人の印鑑登録は廃止されるため、証明書を発行できません。

久御山町役場 1階・2階平面図



- | | |
|----|--------------------|
| ① | 福祉課 |
| ② | 子育て支援課 |
| ③ | 住民課 |
| ④ | 国保健康課 |
| ⑤ | 税務課 |
| ⑥ | 会計課 |
| ②① | 新市街地整備課 |
| ②② | 建設課 |
| ②③ | 産業・環境政策課(農業委員会事務局) |
| ②④ | 上下水道課 |
| ②⑤ | 学校教育課 |
| ②⑥ | 生涯学習応援課 |

保健センター
(スタッフルーム)

薬剤庫 バルコニー

必要なことをメモに書きましょう（日付、相手方の名前、電話番号など）

〒 613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地 久御山町役場
☎ 代表番号 075-631-6111 または 0774-45-0001